

## ASEAN 知財研究会【商標編】 第4回「ベトナムの商標事情」開催

新樹グローバル・アイピー特許業務法人(以下 GIP)のご協力のもと、ASEAN 商標について集中的に学ぶ「ASEAN 知財研究会【商標編】」も第4回となりました。今回は12月15日に「ベトナムの商標事情」というテーマで行われ、まず村井康司弁理士によるベトナムにおける商標出願に関するデータ解説や、規定に基づく商標の識別力や商品・役務の類否判断について、実際の事例を現地との交渉における実体験を踏まえながらの説明が行われました。これらの説明に魯佳瑛弁理士が補足を加えるという形式で進められ、エンフォースメントや不使用取消制度等の解説を行い、講演内容に関して参加者からの質問が受け付けられました。ベトナムにおける商標出願に関しては新規の参加者が多く、東南アジアの中でもニーズの高さが浮き彫りとなりましたが、本研究会において貴重な情報を入手することができたということで、参加者からも好感触を得られました。



次回第5回は最終回となります。2月16日(金)15時00分より「シンガポール、マレーシア、フィリピンの商標事情」を開催予定です。